特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　平成三十年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次の表のとおりとする。 原子力発電環境整備機構の名称 / 単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額 原子力発電環境整備機構 / 残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり八千七百二十三万円	**第一条**　平成二十九年における特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号。以下「法」という。）第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額は、次のとおりとする。 原子力発電環境整備機構の名称 / 単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額 原子力発電環境整備機構 / 残存物を固型化した物又は法第二条第五項第四号に掲げる残存する物を固型化した物一個当たり七千二百五十三万千円
第二条　平成三十年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次のとおりとする。 原子力発電環境整備機構の名称 / 単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額 原子力発電環境整備機構 / 第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり四千二百七十四万九千円	**第二条**　平成二十九年における法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額は、次のとおりとする。 原子力発電環境整備機構の名称 / 単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額 原子力発電環境整備機構 / 第二種特定放射性廃棄物一立方メートル当たり四千百七十四万八千円

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表の下欄に掲げる地域を追加して選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

上欄	下欄		
名称	関係告示	所在地	地域	面積
長崎市外海の石積集落景観	平成二十四年文部科学省告示第百五十七号	長崎県長崎市	長崎県長崎市赤首町の全域 同　上大野町、下大野町、神浦向町、神浦夏井町及び新牧野町の各一部 備考　地域に関する実測図を長崎県教育委員会及び長崎市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	三〇九・六ヘクタール

○文部科学省告示第十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

名称	所在地	区域	面積
最上川上流域における長井の町場景観	山形県長井市	山形県長井市中央地区の一部 最上川の一部 備考　地域に関する実測図を山形県教育委員会及び長井市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一六六・八ヘクタール
葛飾柴又の文化的景観	東京都葛飾区	東京都葛飾区柴又六丁目、柴又七丁目及び金町浄水場の全域 同　柴又一丁目、柴又三丁目、柴又四丁目及び柴又五丁目の各一部 江戸川の一部 備考　地域に関する実測図を東京都教育委員会及び葛飾区教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一三一・二ヘクタール
智頭の林業景観	鳥取県八頭郡智頭町	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭、篠坂、毛谷、郷原、西野、大呂及び芦津の各一部 北股川の一部 備考　地域に関する実測図を鳥取県教育委員会及び智頭町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一八一〇・六ヘクタール